

その1 いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■1 いじめとは

- 定義 「いじめ防止対策推進法第2条（以下、法）による定義」「いじめられた児童生徒の立場に立った判断」「組織による認知」
法第2条 いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 特徴及び構造 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの四層構造」
いじめの4層構造：『被害者』・『加害者』・『観衆』・『傍観者』

■2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめの防止 「児童等は、いじめを行ってはならない（法第4条）」「山口県人権推進指針並びに光市人権推進指針に基づく、一人ひとりを大切にす教育の推進」「県民全体へ向けた普及啓発」「取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け」
- いじめの早期発見・早期対応 「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」「けんかについて、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断」「組織的対応を推進」
- 家庭・地域との連携 「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
- 関係機関等との連携 「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」
- いじめの解消の定義を明確化 「いじめに係る行為の解消」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

■1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- 「いじめ問題対策協議会」の設置 「有識者、専門家、学校、教育委員会、知事部局、関係機関・団体等の連携強化」
- 「いじめ問題調査委員会」の設置 「市教委等による第三者委員会の設置」「校区内小学校等への支援」
- いじめの防止等に係る活動の推進 （『大きな和宣言』の定着、生徒会活動による自治機能の強化）「人材確保・教職員研修の充実等の基盤整備」「相談窓口の周知・徹底」等
- SC、SSW、外部専門家との連携を推進し、周知の取組を推進
- 心の教育、児童生徒がいじめ問題に自主的に向き合う取組の推進

■2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定と公開 「家庭や地域と連携した具体的ないじめ対策全体に関わる取組の推進」
- 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置 「外部専門家を含む構成」「学校基本方針の評価・検証・改善」「学校いじめ対策の中核」

構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導・特別支援・養護教諭・スクールカウンセラー
その他必要に応じて

- 人権が尊重された学校づくり
「いじめは人間として、絶対に許されない」「互いの人格の尊重」「人権教育への取組」
- 豊かな心を育む教育の推進
「教育活動全体を通じた道徳教育」「規範意識の醸成」「他者への思いやりや社会性を育む取組」
- いじめの防止等に関する措置
「週に1回、月に1回の生活アンケートや年に2回の持ち帰りによる生活アンケート、教育相談等による早期発見」「特定の教職員で抱え込まず組織による早期対応」
- 学校いじめ対策組織の存在及び活動が、児童生徒及び保護者へ容易に認識される取組を推進
- 事案を認知した場合の、他の業務に優先した迅速な取組
学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法の規定に違反しうる
- 指導上、配慮が必要な生徒を具体的に例示
- 情報モラル教育の充実が図られるよう示され、具体的な犯罪名も例示
- 被害・加害双方の児童生徒・保護者への対応について具体的に例示

■ 3 重大事態への対応

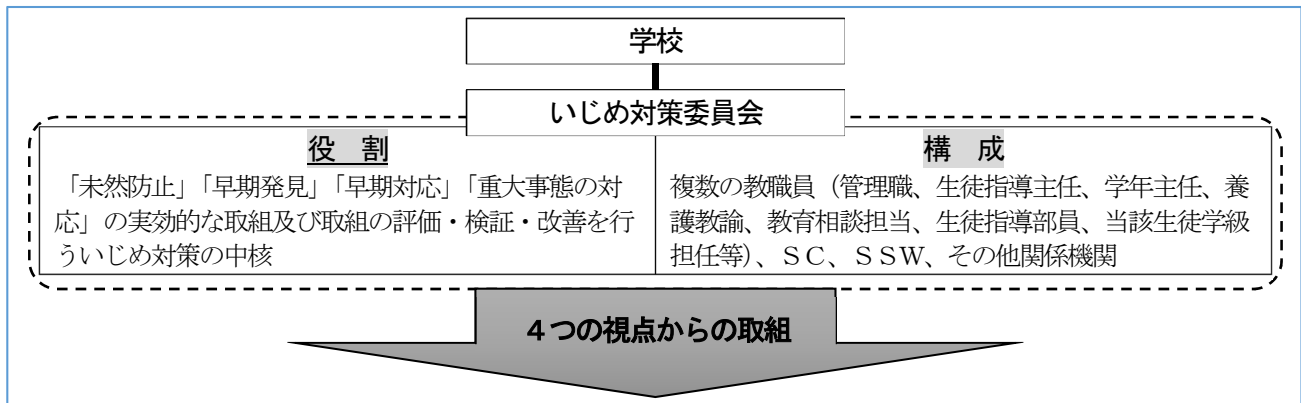
- 重大事態の判断及び報告
「重大事態とは（法第28条）」「市長への発生報告」「児童生徒・保護者による申し立て」「判断と対応について、ガイドラインで具体的対応の例示」
法第28条 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 重大事態の調査
 - ① 調査の主体の決定 「市教委による判断（学校主体、市教委）」
 - ② 調査の趣旨 「客観的な事実関係を明確にするための調査」
 - ③ 調査の組織 「学校主体：いじめ対策委員会」「市教委主体：いじめ問題調査委員会」
 - ④ 調査結果の報告及び提供 「いじめを受けた児童生徒・保護者への適切な情報提供」「いじめを受けた児童生徒・保護者の所見」「知事への結果報告（県立学校・私立学校）」「自殺の背景調査」
- 再調査及び措置等
「市による調査結果の再調査」「市から市議会への結果報告」
- 留意事項
「事実に真摯に向き合う姿勢」「質問紙調査」「心のケア・学校機能の回復」

III その他の重要事項

- いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及び改訂

その2 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

I 学校が行う具体的な取組



■ 1 未然防止（いじめの予防）

- 生徒指導・教育相談の充実・強化
「教職員の資質能力の向上」「児童生徒の行動観察」「児童生徒理解」「校種間連携の促進」
- 学校の教育活動を通じた取組
「各教科・総合的な学習の時間」「道徳教育」「特別活動等における児童生徒の主体的な活動」
- 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
「学校基本方針の評価・検証・改善」「いじめ対策委員会による情報集約と情報共有」
- 家庭・地域との連携
「大人の意識の向上」「日頃からの信頼関係づくり」「地域の情報ネットワーク」「情報発信」

■ 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- 校内指導体制の確立
「複数の教職員による指導体制づくり」「教育相談担当・養護教諭の役割」
- 具体的な取組
「日常の観察」「週に1回、月に1回の生活アンケートや、年に2回の持ち帰りによる生活アンケート」
「教育相談」「研修の充実」「相談窓口の周知」
- 家庭・地域との連携
「学校運営協議会や地域協育ネット等の取組による開かれた学校づくり」「保護者懇談会の開催」
- いじめを3つのレベルに分類して認知
- いわゆる、「いじり」と言われる行為への対応について例示

■ 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- 学校の体制づくり
「いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例」
- 対応する上での留意点
「児童生徒・保護者への対応」「臨時保護者会の開催」「いじめのアフターケア」
- 教育相談の在り方
「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒への教育相談」
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
「初期対応」「関係機関との連携」「被害拡大の防止」
- 保護者との連携
「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒の保護者への対応」「臨時保護者会の留意点」
- 地域・関係機関との連携
「学校と地域との連携」「学校と関係機関との連携」「やまぐち児童生徒サポートライン」

■ 4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

○ 重大事態の判断

「いじめ対策委員会の判断」「県教委・学校法人からの指導助言」

○ 重大事態への対応

「全容解明と早期対応」「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒への対応」

○ 学校による調査

「全容解明に向け、外部専門家と連携した調査」「調査の進捗状況及び結果等についての説明」

○ 調査に当たっての留意事項

「中立性・公平性の確保」「いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の対応」

II その他

- 学校いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及びいじめ対策に資する積極的な取組



私たち大和中生徒は、よりよい人間関係を築くために、
ここに次のことを宣言します。

- 一 互いに認め合い、信頼できる関係をつくります。
- 一 仲間と助け合い、共に伸びる関係をつくります。
- 一 マナーを守り、誰に対しても礼儀正しく接します。
- 一 自信をもって生活し、楽しく過ごせる学校をめざします。
- 一 いじめを許さない、いじめに強い学校をめざします。